3　市町村及び都道府県は、基本計画を作成しようとする場合において、第七条第一項に規定する地域経済牽引事業促進協議会が組織されているときは、当該基本計画に定める事項について当該地域経済牽引事業促進協議会における協議をしなければならない。

第二章第一節中第五条を第四条とする。

第六条第一項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、「、次条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て」を削り、同条第三項中「前条第五項から第七項まで」を「前条第三項及び第六項から第八項まで」に、「同意」を「基本計画の変更」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（報告の徴収）

第六条　主務大臣は、市町村及び都道府県に対し、第四条第六項の規定による同意をした基本計画（前条第一項又は第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）の進捗及び実施の状況について報告を求めることができる。

第七条の見出しを「（地域経済牽引事業促進協議会）」に改め、同条第一項中「第五条第五項の規定による同意を得た基本計画（前条第一項又は第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）」を「同意基本計画」に、「産業集積の形成又は産業集積の活性化」を「地域経済牽引事業の促進」に、「第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備」を「地域経済牽引支援機関として第二条第二項に規定する支援」に改め、「実施し、又は」を削り、「地域産業活性化協議会」を「地域経済牽引事業促進協議会」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「集積区域として設定する区域」を「促進区域」に改め、同項第四号中「企業立地又は事業高度化」を「地域経済牽引事業」に改める。

第八条の見出しを「（市町村及び都道府県に対する情報の提供等）」に改め、同条第一項中「作成」の下に「及び同意基本計画の達成」を加え、「企業立地の動向」を「地域の経済動向」に改め、「情報」の下に「並びに当該市町村及び都道府県による地域経済牽引事業の促進を図るために必要な情報」を、「提供」の下に「並びに当該市町村及び都道府県によるこれらの情報の収集、整理及び分析を可能とする手段の提供」を加え、同条に次の一項を加える。

3　独立行政法人情報処理推進機構は、同意基本計画を作成した市町村又は都道府県の依頼に応じて、その行う第四条第二項第六号に規定する事業環境の整備（公共データの民間公開その他の地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備に関するものに限る。）に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節　促進区域における措置

第九条を削る。

第十条の前の見出しを削り、同条第一項中「（第五条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）」を削り、「同項第三号に規定する区域（以下「同意企業立地重点促進区域」という。）」を「重点促進区域」に、「市町村は、同意企業立地重点促進区域における」を「市町村（以下「重点促進市町村」という。）は、工場立地特例対象区域（重点促進区域において当該重点促進区域の存する市町村が指定する、工場又は事業場の新増設（既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。）を促進する必要がある区域をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）における」に改め、「工場立地法」の下に「（昭和三十四年法律第二十四号）」を加え、「製造業等をいう。以下この条」を「製造業等をいう。次項」に、「緑地をいう。以下この条」を「緑地をいう。次項」に、「環境施設をいう。以下この条」を「環境施設をいう。次項」に、「事項（以下この条」を「事項（同項」に、「次項の」を「同項の」に改め、同条第二項中「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に、「企業立地の」を「地域経済牽引事業の」に改め、同条第三項中「以下」の下に「この項及び次条第一項において」を加え、「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第一項」に改め、第二章第二節中同条を第九条とし、同条の前に見出しとして「（工場立地法の特例）」を付する。

第十一条第一項中「市町村」を「重点促進市町村」に、「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、「以下単に」を「次項において単に」に改め、同条第二項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十一条第一項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十条第一項」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（土地利用調整計画の作成）

第十一条　重点促進市町村は、重点促進区域（当該重点促進市町村内に係るものに限る。以下この項において同じ。）において地域の特性を生かした地域経済牽引事業の促進を図る観点から、重点促進区域における地域経済牽引事業に係る土地利用の調整に関する計画（以下「土地利用調整計画」という。）を作成し、都道府県知事に協議し、その同意を求めることができる。

2　土地利用調整計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　地域経済牽引事業に係る土地利用の調整を行うべき区域として設定する区域（以下この項及び第十七条において「土地利用調整区域」という。）

二　土地利用調整区域において地域経済牽引事業を行おうとする者に関する次に掲げる事項

イ　当該地域経済牽引事業の内容

ロ　当該地域経済牽引事業の用に供する施設の規模

三　土地利用調整区域の土地利用の調整に関する事項

3　都道府県知事は、土地利用調整計画が基本方針（第三条第二項第一号ロ及びヘに規定する事項に限る。）及び同意基本計画に適合するものであると認めるときは、当該土地利用調整計画に同意するものとする。

4　土地利用調整計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針並びに農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならない。

5　重点促進市町村は、土地利用調整計画を作成し、第三項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　地域経済牽引事業（土地利用の調整を要するものに限る。）を実施しようとする者は、当該地域経済牽引事業を行おうとする地域をその区域に含む重点促進市町村に対し、土地利用調整計画の作成についての提案をすることができる。

7　前項の重点促進市町村は、同項の提案を踏まえた土地利用調整計画を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。

第十二条を次のように改める。

（土地利用調整計画の変更）

第十二条　重点促進市町村は、前条第三項の規定による同意を得た土地利用調整計画を変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

2　前条第三項及び第五項の規定は、前項の同意について準用する。

第二章第三節の節名を削り、第十二条の次に次の節名を付する。

第三節　承認地域経済牽引事業計画に係る措置

第十三条から第十七条までを次のように改める。

（地域経済牽引事業計画の承認）

第十三条　促進区域において地域経済牽引事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、地域経済牽引事業に関する計画（以下「地域経済牽引事業計画」という。）を作成し、当該促進区域を管轄する都道府県知事（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。以下この項、次条第一項及び第二項、第二十二条第三項から第六項まで並びに第三十六条第一項において同じ。）の承認を申請することができる。この場合において、地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して地域経済牽引事業計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその承認を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。